



# 鳥取県公報

平成14年 6月28日(金)  
第 7 3 9 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (364) (県民活動推進課) .....	1
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (60) .....	1
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) .....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第364号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年8月18日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年 6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日  
平成14年 6月18日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人サカズキネット
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
前田 六仁
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
倉吉市南昭和町59
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、地域社会に対して自然保護、環境、社会資本整備等豊かなまちづくりを啓蒙し、提言し、地域の人々に対し未来志向のライフスタイル実現を図ることを目的とする。

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第60号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成14年6月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町3683
略		略	
医療福祉センター倉吉病院	略	医療法人仁厚会倉吉病院	略
略		略	
介護老人保健施設ル・サンテリオン	略	老人保健施設ル・サンテリオン	略
略		略	
岡山大学医学部附属病院三朝医療センター	略	岡山大学医学部附属病院三朝分院	略
略		略	
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭397 - 1	西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭397 - 1
医療法人昌平会大山リハビリテーション病院	西伯郡岸本町大原927 - 1		
略		略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
智頭町立智頭心和苑	略	鳥取県立智頭心和苑	略
略		略	
西伯町立西伯有楽苑	西伯郡西伯町大字倭137	西伯町立西伯有楽苑	西伯郡西伯町大字倭137
大山リハビリテーション病院ショートステイおおはら	西伯郡岸本町大原927 - 1		
略		略	
日南町立日南石霞苑	略	鳥取県立日南石霞苑	略
略		略	
3 及び 4 略		3 及び 4 略	

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年6月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 県営奥日野地区広域農道（名谷3工区）工事

(2) 工事場所 日野郡日南町豊栄

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、日南町下石見から同町豊栄までを結ぶ農道の開設工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

延 長 L = 740.0m

幅 員 W = 7.0（車道幅員5.5）m

道路土工 路体盛土 86,746<sup>m</sup><sub>3</sub>、切土（盛土換算）86,746<sup>m</sup><sub>3</sub>

擁 壁 工 補強土壁工 1,612<sup>m</sup><sub>2</sub>

(5) 工 期 平成14年8月から平成15年3月20日まで

(6) 予定価格 237,541,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成14年6月28日（金）から同年7月9日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成14年4月1日（月）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

- カ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を選任で配置できること。
- (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- (イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- キ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、カに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- (イ) 監理技術者にあつては、カ(イ)に掲げる基準
- (3) 共同企業体の代表者の資格
- 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,060点以上であること。

### 3 技術資料等の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年6月28日(金)から同年7月9日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)/[nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm))から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成14年6月28日(金)から同年7月9日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

#### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

